平成28年検第20294号窃盗被告事件（平成29年領第1814号）　1．現金480,000円
平成28年検第20294号窃盗被告事件（平成28年庁外領第12632号）　1．スマートフォン３台。2．デビットカード74枚。3．ポーチ（チャック付き）１個。4．メモ帳（カバー付き）１冊

千葉地方検察庁検察官

平成29年検第101991号建造物侵入、窃盗未遂被告事件（平成29年領第1125号）　1．腕時計１本

千葉地方検察庁木更津支部検察官

平成28年検第100645号不正作出支払い用カード電磁的記録供用、詐欺被疑事件（平成29年領第69号）　1．煙草（ＭＥＶＩＵＳ８）18カートン。2．煙草（ＭＥＶＩＵＳ６）33カートン。3．煙草（ＭＥＶＩＵＳ３）30カートン。4．煙草（ＭＥＶＩＵＳ10）３カートン。5．煙草（パーラメント）２カートン。6．Ｐｅａｃｅ１カートン。7．煙草（ＳｅｖｅｎＳｔａｒｓ７）４カートン。8．煙草（ＳｅｖｅｎＳｔａｒｓ４）５カートン。9．煙草（ＳｅｖｅｎＳｔａｒｓＬｉｍｉｔｅｄＥｄｉｔｉｏｎ）21カートン。10．煙草（ＳｅｖｅｎＳｔａｒｓ）78カートン。11．クレジットカード８枚。12．機械（カードライター様のもの）１台。13．キャッシュカード１枚

大阪地方検察庁検察官

平成27年検第19855～19857号常習賭博被告事件（平成27年領第8992号）　1．現金3,011円。2．現金25,463,592円。3．封筒179枚。4．封筒６束。5．紙片26枚。6．紙片１束。7．紙袋11袋。8．プラスチックケース２個。9．ケース１個。10．クリアファイル７枚。11．ファイル１枚。12．ノート５冊。13．バインダー２冊。14．携帯電話機５台。15．日報１枚。16．ポーチ５個。17．コインケース２個。18．規約書１枚。19．請求書２枚。20．会員カード、領収書等１束。21．封筒入りプラスチック袋１袋。22．ビニール袋５枚。23．ＳＩＭカード１枚。24．鍵５本。25．鍵束４束。26．ビニールケース１枚。27．ＵＳＢメモリ１個。28．名刺入れ１個。29．通帳５冊。30．キャッシュカード９枚。31．出納用紙１束。32．メモ紙２枚。33．タクシー乗車券９冊。34．利用明細等１束。35．領収書等在中の封筒２束。36．振込カード３枚。37．パーソナルコンピューター15台。38．ハードディスク１個
平成28年検第6757号詐欺未遂被告事件（平成28年領第5659号）　1．現金1,000,000円。2．封筒３通

山形地方検察庁米沢支部検察官

平成29年検第100183号窃盗被疑事件（平成29年領第70号）　1．雨衣１着。2．ナップサック２枚。3．パンツ１枚。4．手袋３双。5．靴下１個。6．靴下１足。7．マスク２個。8．作業着２着。9．ジャンパー１着。10．ズボン１着。11．帽子１個。12．長靴１足。13．マイナスドライバー２本。14．プラスドライバー３本。15．ハンマー１丁。16．パイプレンチ２個。17．会員カード１枚。18．領収書１綴。19．軍手１個。20．地図１冊。21．土嚢袋56枚。22．土嚢袋30袋。23．ビニール袋１袋。24．普通乗用自動車１台。25．指示棒１本。26．巾着袋１袋。27．現金173円。28．簡易ライター１個。29．小物入れ１個。30．コンパクトディスク11枚。31．携帯電話充電器２個。32．ナンバープレートカバー１枚。33．ペン２本。34．サングラス１個。35．ＤＶＤディスク１枚。36．ＭＰ３プレーヤー１個。37．撥水剤１個。38．コード２組。39．カッターナイフ１個。40．バッグ１個。41．釣り竿２本

高松地方検察庁検察官

平成28年検第101431号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年領第607号）　1．商品券５枚。2．指輪30個。3．カフスボタン２個。4．イヤリング４組。5．ピアス２個。6．ネックレス18本。7．ブレスレット４本

所得税法第 214 条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年８月８日

品川税務署長　畠山　智英

届出した者　浦川　雄登
事務所等の名称　浦川　雄登
事務所等の所在地　東京都品川区東品川４丁目12―９―1116
責任者の氏名　浦川　雄登
証明書の有効期限　平成30年11月４日

所得税法第 214 条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年８月８日

徳島税務署長　西岡　壽博

届出した者　小池　達也
事務所等の名称　小池　達也
事務所等の所在地　徳島県名西郡石井町石井字白鳥379―１
責任者の氏名　小池　達也
証明書の有効期限　平成29年12月６日

国営長良川用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営長良川用水土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
平成 29 年８月８日

農林水産大臣　齋藤　健

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営長良川用水土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
2　縦覧期間
平成29年８月９日から平成29年９月６日まで
3　縦覧場所
岐阜県羽島市、海津市及び安八郡輪之内町各事務所

国営宮古土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営宮古土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
平成 29 年８月８日

農林水産大臣　齋藤　健

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営宮古土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
2　縦覧期間
平成29年８月９日から平成29年９月６日まで
3　縦覧場所
沖縄県宮古島市事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年８月８日

北陸地方整備局長　小俣　篤

1　処分をした年月日　平成29年７月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　兼六建設株式会社　橋本　和雄　石川県金沢市松島２丁目20番地　国土交通大臣許可（特―29）第1247号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２９年（家）第５０６１号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1489番地３
申立人　菱沼　勝夫
本籍神奈川県横須賀市坂本町３丁目17番地48、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町３丁目17番地48、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日平成29年１月24日、出生の場所北海道空知郡岩見沢町、出生年月日昭和14年７月２日、職業不詳
被相続人　亡　菱沼　純
事務所神奈川県横須賀市日の出町１丁目８番地大和土地建物第３ビル401Ａ弁護士法人湘南よこすか法律事務所横須賀主事務所
相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

横浜家庭裁判所横須賀支部